

氷川町農業振興協議会展示圃設置及び試験研究事業費補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、氷川町農業振興協議会（以下「協議会」という。）が新たな作物の栽培・試験等を行い農業の推進を図るため、農業団体等（以下「補助事業者」という。）が行う事業（以下「補助事業」という。）に要する経費に対し補助金を交付するために必要な事項を定めるものとする。

(補助金の額)

第2条 補助金の額は、当該年度の予算の範囲内とする。

(補助金の交付申請)

第3条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて会長に提出しなければならない。

- (1) 収支予算書（様式第2号）
- (2) 事業計画書
- (3) 定款又は会則
- (4) 見積書の写し
- (5) 通帳の写し
- (6) その他会長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定等)

第4条 会長は、前条の規定により補助金交付申請書の提出があった場合は、その内容を審査の上補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助金の交付を決定するとともに、その決定の内容及び次項に規定する条件を付した場合には、その旨を補助事業者に対して補助金交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

2 会長は、前項の規定により補助金の交付の決定をする場合において、その交付の目的を達するために必要があるときは、条件を付することができる。

(事業の内容の変更)

第5条 補助事業者は、前条の決定通知を受けた事業の内容について、別に定める変更要件を生じたときは、補助金変更交付申請書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて会長に提出しなければならない。

- (1) 事業変更計画書（各事業ごとに別に定める様式）
- (2) 変更収支予算書（様式第2号を準用する。）

2 会長は、前項の規定により変更申請書の提出があった場合は、当該変更申請書に係る変更の内容が適当であると認めるときは、その承認をするものとする。

3 会長は、前項の規定により変更の承認をした場合は、補助金の交付の決定額に変更を生ずるときは補助金変更交付決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

(事情変更による決定の取消し等)

第6条 会長は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

2 会長が、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消すことができる場合は、次

の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (2) 補助事業者に要する経費のうち補助金によってまかなわれる部分以外の部分を負担することができなくなった場合
- (3) 補助事業者がその責めに帰する事情によらないで、補助事業を遂行することができなくなった場合

3 会長は、第1項の処分をした場合は、その旨を補助事業者に通知するものとする。
(補助金の実績報告)

第7条 補助事業者は、事業を完了したときは、速やかに事業実績報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて会長に提出しなければならない。

- (1) 収支精算書(様式第2号を準用する。)
- (2) 事業実績書
- (3) 領収書の写し
- (4) その他会長が必要と認める書類
(補助金の請求)

第8条 補助事業者は、補助金を請求しようとするときは、補助金請求書(様式第7号)を会長に提出しなければならない。
(決定の取消し)

第9条 会長は、補助事業者が次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付けた条件その他法令等又は会長の指示に違反したとき。
- (3) 補助金の交付について虚偽の申請又は報告若しくは故意により事業の遂行を著しく遅延したとき。
(補助金の返還)

第10条 会長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。
(調査等)

第11条 会長は、補助金交付の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して報告させ、又は関係帳簿類を調査させることができる。
(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、会長が別に定める。

附 則

この要領は、公布の日から施行し、平成24年5月31日から適用する。

(一部改正) 令和3年5月20日

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

氷川町農業振興協議会長 様

住 所
代表者氏名

年度氷川町農業振興協議会展示圃設置及び試験研究事業費補助金交付申請書

このことについて、 年度氷川町農業振興協議会展示圃設置及び試験研究事業費補助金として金 円の交付を受けたいので、氷川町農業振興協議会展示圃設置及び試験研究事業費補助金交付要領第3条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

添付書類

- 1 収支予算書
- 2 事業計画書
- 3 定款又は会則
- 4 見積書の写し
- 5 通帳の写し
- 6 その他会長が必要と認める書類

収支予算書（収支精算書）

1 収入の部

（単位：円）

区 分	予算額 (精算額)	前年度予算額 (予算額)	比 較		備 考
			増	減	
協議会補助金					
合 計					

2 支出の部

（単位：円）

区 分	予算額 (精算額)	前年度予算額 (予算額)	比 較		備 考
			増	減	
合 計					

様式第3号（第4条関係）

氷川町農振協指令第 号

年度氷川町農業振興協議会展示圃設置及び試験研究事業費補助金
交付決定通知書

補助機関名

代表者氏名

年 月 日付で申請のあった、 年度氷川町農業振興協議会展示圃設置及び試験研究事業費補助金については、氷川町農業振興協議会展示圃設置及び試験研究事業費補助金交付要領第4条の規定により、次の条件を付けて 金 円を補助する。

年 月 日

氷川町農業振興協議会長

印

補助の条件

- 1
- 2
- 3

様式第4号（第5条関係）

年 月 日

氷川町農業振興協議会長 様

住 所
代表者氏名

年氷川町農業振興協議会展示圃設置及び試験研究事業費補助金
変更交付申請書

年 月 日付、氷川町農振協指令第 号で交付決定通知のあった、 年
度氷川町農業振興協議会展示圃設置及び試験研究事業費補助金を下記のとおり変更した
いので、氷川町農業振興協議会展示圃設置及び試験研究事業費補助金交付要領第5条の
規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 円
(うち前回までの申請額 金 円)

2 計画変更の理由

添付書類

- 1 事業変更計画書
- 2 変更収支予算書

年度氷川町農業振興協議会展示圃設置及び試験研究事業費補助金
変更交付決定通知書

補助機関名

代表者氏名

年 月 日付、氷川町農振協指令第 号で交付決定通知のあった、 年度
氷川町農業振興協議会展示圃設置及び試験研究事業費補助金については、氷川町農業振
興協議会展示圃設置及び試験研究事業費補助金交付要領第5条の規定により、次の条件
を付けて金 円を交付する。

年 月 日

氷川町農業振興協議会長

印

補助の条件

- 1
- 2
- 3

氷川町農業振興協議会長 様

住 所
代表者氏名

年度氷川町農業振興協議会展示圃設置及び試験研究事業費補助金
実績報告書

年 月 日付、氷川町農振協指令第 号の交付決定通知に基づき、 年
度氷川町農業振興協議会展示圃設置及び試験研究事業を実施したので、氷川町農業振興
協議会展示圃設置及び試験研究事業費補助金交付要領第7条の規定により、関係書類を
添えてその実績を報告します。

記

添付書類

- 1 収支精算書
- 2 事業実績書
- 3 領収書の写し
- 4 その他会長が必要と認める書類

様式第7号（第8条関係）

年度氷川町農業振興協議会展示圃設置及び試験研究事業費補助金交付請求書

一金 円也

年 月 日付、氷川町農振協指令第 号で交付決定通知のあった 年度
氷川町農業振興協議会展示圃設置及び試験研究事業費補助金を交付されるよう氷川町農
業振興協議会展示圃設置及び試験研究事業費補助金交付要領第7条の規定により、上記
金額を請求します。

年 月 日

団 体 名
代表者氏名

氷川町農業振興協議会長 様

補助指令額	円	指令番号	年度 氷川町農振協指令第 号
前回まで受領済額	円	指令年月日	年 月 日

上記のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日

農業振興協議会事務局長

印